

## 無線従事者資格の取得のための試験・講習等の安定的実施事業に関する政策評価

根拠法令	電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第39条の2、第46条	評価実施 時期	令和2年12月
事務・事業 の目的	電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、無線設備の操作に当たっては、原則として電波に関する一定の知識及び技能を身につけ、総務大臣の免許を受けて無線従事者になる必要がある。その無線従事者資格の取得や資質の維持・向上のため、指定試験機関としての国家試験事務や指定講習機関としての主任無線従事者講習等の各業務を、電波法等関係法令の定めるところにより厳正かつ適切に実施する。		
事務・事業 の必要性等	<p>電波法第46条に基づく無線従事者国家試験は、無線設備の操作に必要な知識及び技能について行うものであり、その能力を確認するため、法律に基づく指定試験機関による安定的かつ効率的な試験実施が不可欠である。</p> <p>同法第39条の2に基づく主任無線従事者制度は、無線局免許人から選任された主任無線従事者の監督の下であれば、無線従事者の資格を有しない者であっても無線設備の操作を行うことができる制度である。そのため、主任無線従事者は無資格者に対する指示監督・無線設備の的確な保守等を重要な責務を負っている。主任無線従事者講習は、主任無線従事者の資質の維持・向上を図る観点から執られている措置であり、指定講習機関による安定的かつ効率的な講習実施が不可欠である。</p> <p>無線従事者国家試験や主任無線従事者講習等を実施していくためには電波についての高い専門性を有すること、試験や講習等を安定的に実施するために必要な業務運営能力があること、また全国の受験者が効率的に受験等できることの組織が整備されていることなどが求められる。</p> <p>そのため、電波法に基づく指定等法人において適正かつ確実に実施するものである。</p>		
評価の結果	<p>我が国においては人口減少や少子高齢化等の社会構造が変化している。他方、新たなワイヤレス活用ニーズ（ローカル5G、LPWA等）が増え、IoTを活用した電波の利活用が活発化しており、物流や防災といった様々な分野においても電波を活用した新たなサービスが提供されるなど、電波利用の裾野が拡大している。</p> <p>このような状況の中、電波の利用に必要とされる国家資格のための国家試験の受験者数は安定的に推移していることから当該制度は有効に機能していると認められる。当該国家試験は、23資格設けられておりそれぞれ毎年少なくとも1回行うことが法令で定められているが、受験者数に応じ回数を設定するなど利便性の向上に寄与している。また、コロナ禍の状況において、臨時試験を実施するなど試験機会を喪失した受験者の不利益とならないよう実施している。</p> <p>試験事務については安全性に最大限配慮するとともに、当該試験を厳正かつ的確に実施するため、法令に定める要件を備えた試験員を配置し実施している。</p> <p>主任無線従事者講習についても先述のとおり電波利用の裾野が拡大する中、安定的に実施している。今後、5Gやさらには6Gの基地局が整備されることに伴い、免許人から主任無線従事者に選任される者が増加されることが予想される。電波を業務と</p>		

して扱う者が増える中、無資格者に指示監督し無線設備の的確な保守等を行う主任無線従事者が常に最新の技術や法令等について知識を得る機会である当該講習は重要となってくる。

当該講習について、年複数回実施していることや全国で 11 カ所程度の会場で着実に実施していると認められる。また、コロナ禍の現状において、臨機に実施時期を調整する等受講者の不利益とならないよう実施していると認められる。

また、今後は、受講者の要望に応じて同講習のオンラインでの実施についても検討していくことが望ましいと考える。

○無線従事者国家試験の受験者数の状況

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
受験者数	40,100	38,731	38,188	38,290	36,949

○主任無線従事者講習の受講者数の状況

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
受講者数	816	880	857	724	774

学識経験を有する者の知見の活用

無線従事者規則の第 47 条に「無線従事者は無線設備の操作に関する知識及び技術の向上を図るよう努めなければならない」旨の努力義務規定を追加（令和 2 年 12 月）するにあたり、国民にパブリック・コメント（意見募集）を実施するとともに、同改正案及び提出された意見の回答について電波監理審議会に諮問し答申を得た。

【令和 2 年度の実績例】

○無線従事者規則の一部を改正する省令案に係る電波監理審議会からの答申及び意見募集の結果（令和 2 年 10 月 12 日発表）

[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01kiban09\\_02000380.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban09_02000380.html)

政策評価を  
行う過程に  
おいて使用  
した資料そ  
他の情報

○公益財団法人日本無線協会の事業報告・収支決算等  
<http://www.nichimu.or.jp/gaiyou/jigyohokoku.html>

※ 国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準（平成18年8月15日閣議決定）に基づく評価